



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 6年 4月号 No.130

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和6年度の税制改正について>

令和6年度税制改正関連法が成立致しました。

なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

①所得税と個人住民税の定額減税

納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者）につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税

※合計所得金額 1,805 万円以下の場合のみ対象

②住宅ローン控除拡充（令和6年分につき子育て世帯の借入限度額上乗せ等）

【法人税関係】

③賃上げ促進税制の強化

- 従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置等を見直し、適用期限を3年延長

- 中堅企業（従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人）向けの新たな措置を創設

- 中小企業向けの措置について5年間の繰越控除制度を創設し、適用期限を3年延長

- 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置についての適用要件の緩和

- 子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置の創設

④交際費等から除外される飲食費の金額基準引上げ（1人5千円→1万円）

※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<インボイス制度・電子帳簿等保存制度について>

①インボイス制度のお問合せの多いご質問が更新

②電子帳簿等保存制度の改正されました

- 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直し
- 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止
- 新たな猶予措置が整備

<4・5月の税金関係>

- 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- 所得税の振替納付日…**4月23日（火）** ※（注）
- 消費税の振替納付日…**4月30日（火）** ※（注）
- 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- 自動車税の納付…5月末日（軽自動車は4月末日）
- 雇用保険料率の改定…令和5年度と同率

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男（小6）、次男（小5）、長女（小2）、三男（年中）の父親として育児に奮闘しております。

2月10日より我が家に新しい家族が増えました。黒いラブラドルのこちゃん（女の子）です。以前より次男の強い要望があり、ついに根負けしました。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

